

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育提供区域として、市域の北東部にあたる「第1区域」、北西部にあたる「第2区域」、南部にあたる「第3区域」の3つの区域を設定します。

■教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとしています。

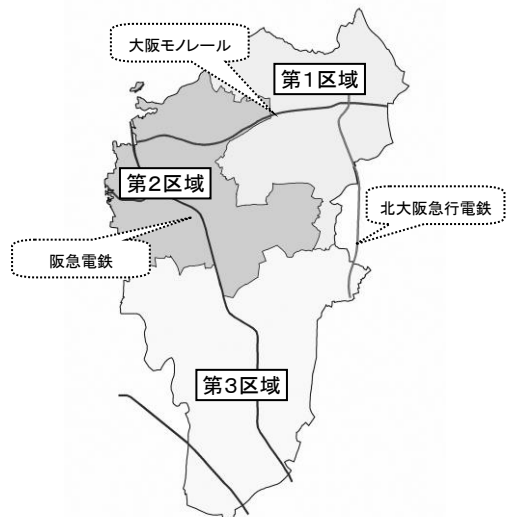
■豊中市の教育・保育提供区域の考え方

子どもが、地域や保育所、幼稚園、認定こども園*、小学校をはじめとする社会の中で、多様な人との交流や様々な体験を通して成長することや、児童数及び教育・保育の施設の設置状況を踏まえ、小学校区を基本単位としつつ保育ニーズや利用状況等を基に3つの区域にまとめて教育・保育提供区域を設定しています。

3つの区域の設定の考え方としては、近年、児童数が増加傾向にある中部以北と児童数が減少傾向にある南部の2つの区域に分割し、さらに中部以北は保護者の通勤や保育所の送迎等の移動状況を踏まえて、北大阪急行及び阪急宝塚線沿線の東西2つの区域に分割しています。

<豊中市の教育・保育提供区域>

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛭池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

基本的には市全域を区域としますが、事業の特性に合わせ、時間外保育事業、一時預かり事業<幼稚園型>は上記の3つの区域、放課後児童健全育成事業は41の小学校区、地域子育て支援拠点事業は18の中学校区を区域とします。

*は資料編「6 用語集」をご覧ください



2 量の見込みと確保方策

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、平成30年(2018年)11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定しています。

(1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画において定める教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容は下表のとおりです。

事業名		認定区分	区域数	事業概要
教育・保育	① 教育	1号	3	幼稚園・認定こども園* (満3歳以上)
	② 保育 ※保育の必要性の認定における、就労の下限時間は64時間に設定	2号	3	保育所・①以外の認定こども園 (満3歳以上)
		3号	3	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		1	事業等の情報提供や相談支援、関係機関との連携調整等を行う事業
	② 時間外保育事業 (延長保育事業)		3	通常保育時間を超えて保育を行う事業
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		1	特定教育・保育等を受けた場合に必要な補食給食費、物品の購入費用等を助成する事業
	④ 多様な主体の参入促進事業		1	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
	⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後こどもクラブ事業)		41 ※1	就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業

※1 各小学校区で実施し、小学校区再編に合わせ、必要に応じ見直しを行います。

事業名		区域数	事業概要	
地域子ども・子育て支援事業	⑥	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1	保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、一定期間養育を行う事業
	⑦	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援を行う事業
	⑧	・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク★機能強化事業	1	・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行う事業 ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化に向け、担当職員の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業
	⑨	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)	18 ※2	地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業
	⑩	一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	3	幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
		一時預かり事業<一般型> (一時保育事業)、ファミリー・サポート・センター事業<就学前>	1	保育所等での一時保育事業、子育て援助活動支援事業等により、子どもを一時的に預かる事業
	⑪	病児保育事業 (病児・病後児保育)	1	保育所等で病児・病後児を預かる事業
	⑫	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)<就学後>	1	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業
	⑬	妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査)	1	妊婦に対する健康診査を行う事業

※2 概ね中学校区に1か所地域子育て支援拠点を設置するという考え方です。



(2) 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

①教育（1号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園*・幼稚園にて、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者（ただし、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な場合を除く）を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,319*	6,061	5,787	5,469	5,216	4,958
第1区域	2,018	2,433	2,326	2,154	2,012	1,884
第2区域	2,207	1,900	1,787	1,700	1,633	1,563
第3区域	1,569	1,728	1,674	1,615	1,571	1,511
②確保量		6,608	6,442	6,292	6,054	5,866
第1区域		2,251	2,135	2,041	1,957	1,867
第2区域		2,477	2,477	2,471	2,403	2,331
第3区域		1,880	1,830	1,780	1,694	1,668
③過不足(②-①)		547	670	823	838	908
第1区域		-182	-176	-113	-55	-17
第2区域		577	690	771	770	768
第3区域		152	156	165	123	157

*他市の園に通う児童525人を含む

※確保量の内訳

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）	第1区域	1,590	1,532	1,475	1,475	1,606
	第2区域	1,806	2,091	2,088	2,038	2,002
	第3区域	1,245	1,195	1,170	1,132	1,115
	計	4,641	4,818	4,733	4,645	4,723
確認を受けない幼稚園	第1区域	661	603	566	482	261
	第2区域	671	386	383	365	329
	第3区域	635	635	610	562	553
	計	1,967	1,624	1,559	1,409	1,143
確保量合計(②)	第1区域	2,251	2,135	2,041	1,957	1,867
	第2区域	2,477	2,477	2,471	2,403	2,331
	第3区域	1,880	1,830	1,780	1,694	1,668
	計	6,608	6,442	6,292	6,054	5,866

【確保方策の内容】

○既存の幼稚園・認定こども園で確保します。

②-I 保育（2号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園★・保育所等にて、満3歳以上で、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（利用定員）

区分	[実績] 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,631	4,715	4,903	5,053	5,252	5,442
幼児期の学校教育の利用希望が強い	第1区域	650	698	725	760	796
	第2区域	728	744	770	803	837
	第3区域	743	761	775	797	811
	計	2,121	2,203	2,270	2,360	2,444
上記以外	第1区域	914	982	1,019	1,068	1,122
	第2区域	808	826	856	891	929
	第3区域	872	892	908	933	947
	計	2,594	2,700	2,783	2,892	2,998
②確保量		4,590	4,903	5,053	5,252	5,442
第1区域		1,468	1,650	1,744	1,828	1,918
第2区域		1,554	1,620	1,626	1,694	1,766
第3区域		1,568	1,633	1,683	1,730	1,758
③過不足(②-①)		-125	0	0	0	0
第1区域		-96	-30	0	0	0
第2区域		18	50	0	0	0
第3区域		-47	-20	0	0	0

※確保量の内訳

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	第1区域	1,459	1,525	1,640	1,640	1,673
	第2区域	1,488	1,554	1,554	1,586	1,586
	第3区域	1,559	1,624	1,624	1,660	1,710
	計	4,506	4,703	4,818	4,886	4,969
特定地域型保育事業 (事業所内保育等)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	42	42	42	42	42
	第3区域	0	0	0	0	0
	計	42	42	42	42	42
企業主導型保育施設	第1区域	9	9	9	9	9
	第2区域	24	24	24	24	24
	第3区域	9	9	9	9	9
	計	42	42	42	42	42
幼稚園等 (預かり保育、幼稚園型 一時預かり)	第1区域	0	116	95	179	236
	第2区域	0	0	6	42	114
	第3区域	0	0	50	61	39
	計	0	116	151	282	389
確保量合計(②)	第1区域	1,468	1,650	1,744	1,828	1,918
	第2区域	1,554	1,620	1,626	1,694	1,766
	第3区域	1,568	1,633	1,683	1,730	1,758
	計	4,590	4,903	5,053	5,252	5,442

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



②-Ⅱ 保育（3号認定、0～2歳）

提供区域：全3区域

認定こども園★・保育所等にて、満3歳未満で、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（利用定員）

区分		[実績] 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		4,253	3,851	3,916	3,982	4,018	4,049
0歳	第1区域	254	207	212	216	221	225
	第2区域	274	208	212	214	215	218
	第3区域	254	219	220	222	223	224
	計	782	634	644	652	659	667
1・2歳	第1区域	1,111	1,078	1,082	1,094	1,093	1,091
	第2区域	1,269	1,024	1,055	1,084	1,101	1,113
	第3区域	1,091	1,115	1,135	1,152	1,165	1,178
	計	3,471	3,217	3,272	3,330	3,359	3,382
計	第1区域	1,365	1,285	1,294	1,310	1,314	1,316
	第2区域	1,543	1,232	1,267	1,298	1,316	1,331
	第3区域	1,345	1,334	1,355	1,374	1,388	1,402
②確保量			3,975	4,018	4,106	4,132	4,155
0歳	第1区域		268	271	271	271	271
	第2区域		306	309	309	309	309
	第3区域		199	202	196	193	193
	計		773	782	776	773	773
1・2歳	第1区域		1,040	1,051	1,094	1,094	1,113
	第2区域		1,283	1,294	1,294	1,294	1,294
	第3区域		879	891	942	971	975
	計		3,202	3,236	3,330	3,359	3,382
計	第1区域		1,308	1,322	1,365	1,365	1,384
	第2区域		1,589	1,603	1,603	1,603	1,603
	第3区域		1,078	1,093	1,138	1,164	1,168
保育利用率*			37.6%	38.3%	39.4%	40.1%	40.9%
③過不足(②-①)			124	102	124	114	106
0歳	第1区域		61	59	55	50	46
	第2区域		98	97	95	94	91
	第3区域		-20	-18	-26	-30	-31
	計		139	138	124	114	106
1・2歳	第1区域		-38	-31	0	1	22
	第2区域		259	239	210	193	181
	第3区域		-236	-244	-210	-194	-203
	計		-15	-36	0	0	0
計	第1区域		23	28	55	51	68
	第2区域		357	336	305	287	272
	第3区域		-256	-262	-236	-224	-234

* 保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

※確保量の内訳

単位：人（利用定員）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	225	228	228	228	228
		第2区域	248	251	251	251	251
		第3区域	177	180	174	171	171
		計	650	659	653	650	650
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	16	16	16	16	16
		第2区域	28	28	28	28	28
		第3区域	11	11	11	11	11
		計	55	55	55	55	55
	企業主導型保育施設	第1区域	22	22	22	22	22
		第2区域	26	26	26	26	26
		第3区域	9	9	9	9	9
		計	57	57	57	57	57
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	5	5	5	5	5
		第2区域	4	4	4	4	4
		第3区域	2	2	2	2	2
		計	11	11	11	11	11
計	第1区域	268	271	271	271	271	
	第2区域	306	309	309	309	309	
	第3区域	199	202	196	193	193	
	計	773	782	776	773	773	
1・2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	第1区域	858	869	893	893	893
		第2区域	1,112	1,123	1,123	1,123	1,123
		第3区域	743	755	806	835	839
		計	2,713	2,747	2,822	2,851	2,855
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	93	93	112	112	131
		第2区域	106	106	106	106	106
		第3区域	52	52	52	52	52
		計	251	251	270	270	289
	企業主導型保育施設	第1区域	51	51	51	51	51
		第2区域	57	57	57	57	57
		第3区域	53	53	53	53	53
		計	161	161	161	161	161
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	38	38	38	38	38
		第2区域	8	8	8	8	8
		第3区域	31	31	31	31	31
		計	77	77	77	77	77
計	第1区域	1,040	1,051	1,094	1,094	1,113	
	第2区域	1,283	1,294	1,294	1,294	1,294	
	第3区域	879	891	942	971	975	
	計	3,202	3,236	3,330	3,359	3,382	
確保量合計(②)	第1区域	1,308	1,322	1,365	1,365	1,384	
	第2区域	1,589	1,603	1,603	1,603	1,603	
	第3区域	1,078	1,093	1,138	1,164	1,168	
	計	3,975	4,018	4,106	4,132	4,155	

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



【確保方策の内容】

- 2号認定については、既存幼稚園の認定こども園[★]化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所等の拡充などにより、保育定員の確保を行います。
- 3号認定については、民間の認定こども園や保育所、地域型保育事業の受入体制の拡充などにより、保育定員を確保します。
- 計画の最終年度に向けて、令和2年度(2020年度)当初から約1,000人分(2号・3号認定)の保育定員を段階的に確保します。また、必要に応じ計画の中間見直しを行います。なお、保育定員の確保量については区域間で差があることから、より効果的な確保のため、区域を越えた一体的な整備も検討します。

■認定こども園移行促進のための上乗せ数値

1号、2号、3号認定を問わず、既存の幼稚園・保育所が、認定こども園への移行に伴い希望する認可定員で認可(認定)できるよう、下表の需要量を便宜的に上乗せすることで、認定こども園への移行を促進します。

この便宜上の上乗せ数の設定については、事業者の意向を踏まえるとともに、令和6年度(2024年度)までに8園が認定こども園へ移行できるよう設定します。

単位：人

	令和2年度～令和6年度		
	第1区域	第2区域	第3区域
1号認定(保育所から認定こども園へ移行)	15	39	21
2号認定(3～5歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	208	32	119
3号認定(1・2歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	0	0	0
3号認定(0歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数		51	51	53	56	59
内 訳	幼稚園からの移行数	22	22	24	27	30
	保育所からの移行数	29	29	29	29	29

■施設等利用給付の円滑な実施の確保について

○幼児教育・保育無償化にかかる制度周知

利用者が確実に給付を受けることができるよう、施設等利用給付の制度について、利用者支援窓口での丁寧な案内をはじめ、ホームページや紙媒体などでわかりやすく、広く市民に周知します。

○事業者との円滑な連携について

事業者が円滑に事務を推進できるよう、制度運用にかかる施設説明会の開催や定期的な情報提供を行います。認可外保育施設等の事業者に対しても、必要に応じ情報提供等を図ります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

①利用者支援事業

提供区域：市全域

■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約・提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：か所

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5	5
②確保量		5	5	5	5	5
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 利用者支援（情報収集・提供、相談、利用者支援・援助）を中心とした窓口（特定型）を市役所に設置します。
- 利用者支援及び地域連携（関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等）を行う窓口（基本型）を子育て支援センターに設置します。
- 子育て世代包括支援センター★機能をもった窓口（母子保健型）を千里・中部・庄内保健センターの3か所に設置します。
- 引き続き、各窓口配置した子育て支援コーディネーター★を中心に情報提供等を実施します。



②時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域：全3区域

■事業内容等

保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	254	287	297	307	317	327
第1区域	92	109	114	118	122	126
第2区域	91	101	104	108	112	116
第3区域	71	77	79	81	83	85
②確保量		287	297	307	317	327
（施設数）		（116か所）	（118か所）	（123か所）	（127か所）	（131か所）
第1区域		109	114	118	122	126
第2区域		101	104	108	112	116
第3区域		77	79	81	83	85
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
第1区域		0	0	0	0	0
第2区域		0	0	0	0	0
第3区域		0	0	0	0	0

※18時30分以降利用者のみカウント

【確保方策の内容】

○現在、既存のすべての保育所や認定こども園[★]、地域型保育事業において11時間の通常保育時間を超えて保育が実施されており、引き続き既存保育所等における事業が実施されるとともに、新たに整備される保育所等に対して事業実施を働きかけます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域：市全域

■事業内容等

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費（副食材料費）、物品の購入費用等の全部または一部を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

○低所得者の負担軽減を図るため、教育・保育給付認定保護者に対し日用品・文房具等に要する費用を、また、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

④-I 多様な主体の参入促進事業（新規参入施設等への巡回支援）

提供区域：市全域

■事業内容等

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

○本市の教育・保育の質を高めるため、就学前施設に通う子どもが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援を行い、概ね開設から3年程度の教育・保育施設を中心に、豊中市幼児教育サポートセンターから派遣する幼児教育サポーター*による巡回支援などを実施します。

④-II 多様な主体の参入促進事業（認定こども園*特別支援教育・保育経費）

提供区域：市全域

■事業内容等

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策の考え方】

○認定こども園が、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる際に、国の制度の内容を踏まえ、職員の加配に必要な費用を助成し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を提供します。



⑤放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）

提供区域：小学校区

■事業内容等

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学4年生まで（障害のある子どもは小学6年生まで）の児童を対象に事業を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,962	4,786	4,854	4,946	5,006	5,089
小学1～4年生	3,930	4,483	4,544	4,635	4,696	4,777
小学5・6年生	32	303	310	311	310	312
再掲						
低学年	3,415	3,803	3,855	3,933	3,984	4,051
高学年	547	983	999	1,013	1,022	1,038
②確保量		4,523	4,582	4,674	4,733	4,813
小学1～4年生		4,483	4,544	4,635	4,696	4,777
小学5・6年生		40	38	39	37	36
再掲						
低学年		3,803	3,855	3,933	3,984	4,051
高学年		720	727	741	749	762
③過不足(②-①)		-263	-272	-272	-273	-276
小学1～4年生		0	0	0	0	0
小学5・6年生		-263	-272	-272	-273	-276
再掲						
低学年		0	0	0	0	0
高学年		-263	-272	-272	-273	-276

*小学5・6年生の確保量は障害のある子どものみ

【確保方策の内容】

- 現在、全41小学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて児童の受け入れができるよう、学校ごとに量の見込みを踏まえて実施します。
- 小学5～6年生については、引き続き障害のある子どもを対象として実施します。
- 既存の事業に加え、放課後こどもクラブ以外の子どもの居場所に関する事業の利用なども検討し、放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保します。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

提供区域：市全域

■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において日帰りまたは宿泊を伴って一定期間の養育を行う事業です。

令和元年度(2019年度)から従来のトワイライトステイ事業を包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	441	531	528	523	520	516
②確保量		531	528	523	520	516
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○市内1か所、市外5か所の児童養護施設及び乳児院等において実施します。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

提供区域：市全域

■事業内容等

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健センターの新生児訪問事業と子育て支援センターのこんにちは赤ちゃん事業を一体的に実施し、保健師や助産師、保育教諭、こんにちは赤ちゃん訪問員、主任児童委員*等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,491	3,416	3,379	3,334	3,289	3,246
②確保量		3,416	3,379	3,334	3,289	3,246
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

*保健センターと子育て支援センターの合計

【確保方策の内容】

○今後も引き続き事業を実施することにより、地域における子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てへの不安や負担感の軽減や児童虐待の防止につなげます。



⑧-Ⅰ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

提供区域：市全域

■事業内容等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

〈上段〉実家庭数 〈下段〉延べ訪問回数

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	216家庭	229家庭	236家庭	240家庭	244家庭	248家庭
	470回	483回	490回	495回	501回	506回
②確保量		229家庭	236家庭	240家庭	244家庭	248家庭
		483回	490回	495回	501回	506回
③過不足(②-①)		0家庭	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭
		0回	0回	0回	0回	0回

【確保方策の内容】

○引き続き、子育て支援センター及び保健センターにて実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向け取り組みます。

⑧-Ⅱ 子どもを守る地域ネットワーク★機能強化事業

提供区域：市全域

■事業内容等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

【確保方策の内容】

○引き続き、子育て支援センター及び保健センターにて実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向けて取り組みます。

⑨地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

■事業内容等

提供区域： 概ね中学校区

子育て相談、子育て情報の発信、子育て講座、遊びや交流の場の提供を行っています。子育てに関する悩みや子育てサークルに関することなどを気軽に相談できる場所です。

■実績、量の見込み及び確保方策 [全市]

<実績及び量の見込み>月当たり延べ利用回数

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,098人回	8,857人回	8,800人回	8,742人回	8,634人回	8,519人回
②確保量		18か所	18か所	19か所	19か所	19か所

【確保方策の内容】

- 既存の子育て支援センター1か所、地域子育て支援センター16か所、親子の交流ひろば1か所にて実施します。
- この他、出張ひろばを1か所設置します。
- 令和4年度(2022年度)に開設予定の(仮称)南部コラボセンターに子育て支援センターの分室として地域子育て支援拠点を設置します。



⑩- I 一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)

提供区域：全3区域

■事業内容等

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	167,151	161,646	154,304	146,070	139,549	132,809
第1区域	50,370	56,527	54,042	50,046	46,747	43,774
第2区域	69,225	55,733	52,419	49,867	47,902	45,849
第3区域	47,556	49,386	47,843	46,157	44,900	43,186
②確保量		161,646	154,304	146,070	139,549	132,809
(施設数)		(36か所)	(35か所)	(35か所)	(35か所)	(35か所)
第1区域		56,527	54,042	50,046	46,747	43,774
第2区域		55,733	52,419	49,867	47,902	45,849
第3区域		49,386	47,843	46,157	44,900	43,186
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
第1区域		0	0	0	0	0
第2区域		0	0	0	0	0
第3区域		0	0	0	0	0

*新2号認定分は「教育・保育（2号認定）」に計上しています。

【確保方策の内容】

○幼稚園において引き続き実施します。

⑩-Ⅱ 一時預かり事業<一般型> (一時保育)、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前> 提供区域：市全域

■事業内容等

一時預かり事業<一般型> (一時保育事業) は、断続的一時保育として、満1歳から就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として認定こども園*等36か所で行っています。また、緊急一時保育として、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭など緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として、認定こども園等で行っています。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) は、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日 (年間延べ人数)

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35,917	35,090	34,859	34,483	34,213	33,899
一時預かり事業	33,333	32,655	32,440	32,090	31,838	31,545
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>	2,485	2,435	2,419	2,393	2,375	2,354
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	99					
②確保量		35,090	34,859	34,483	34,213	33,899
一時預かり事業 (施設数)		32,655 (62か所)	32,440 (61か所)	32,090 (61か所)	31,838 (60か所)	31,545 (60か所)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>		2,435	2,419	2,393	2,375	2,354
③過不足 (②-①)		0	0	0	0	0
一時預かり事業		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>		0	0	0	0	0

*トワイライトステイ事業は令和元年度(2019年度)からショートステイに包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

【確保方策の内容】

- 一時預かり事業 (一時保育) は保育所や認定こども園等 (1日単位) 及び市内2か所の一時保育事業所 (1日または半日単位) において実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業では引き続き援助会員の増加に取り組みます。



⑪病児保育事業（病児・病後児保育）

提供区域：市全域

■事業内容等

認定こども園*等に在籍している満1歳以上の保育を必要とする子どもで、病気のとみや病気回復期で集団保育が難しく、また家庭での保育ができない子どもを預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	19,196	21,041	21,687	21,709	22,846	23,412
病児保育事業	3,043	3,336	3,439	3,443	3,624	3,714
体調不良児対応型	16,153	17,705	18,248	18,266	19,222	19,698
②確保量		21,041	21,687	21,709	22,846	23,412
病児保育事業		3,336	3,439	3,443	3,624	3,714
（施設数）		（3か所）	（3か所）	（3か所）	（3か所）	（3か所）
体調不良児対応型		17,705	18,248	18,266	19,222	19,698
（施設数）		（78か所）	（80か所）	（82か所）	（83か所）	（84か所）
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
病児保育事業		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○病児保育施設3か所に加え、看護師配置の保育所等の体調不良児対応型事業にて実施します。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〈就学後〉

提供区域：市全域

■事業内容等

小学生等の児童を有する保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と育児の援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	533	542	543	544	545	546
②確保量		542	543	544	545	546
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて事業を実施し、援助会員の増加に取り組めます。

⑬妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）

提供区域：市全域

■事業内容等

母子保健法第13条に基づき、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健康診査を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安全なお産を目的とする事業です。

「妊婦健康診査」として、妊婦に対して妊婦健康診査受診券を交付し、個別医療機関で健康診査を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人回（年間延べ回数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39,287	38,444	38,028	37,522	37,016	36,533
②確保量		38,444	38,028	37,522	37,016	36,533
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。



重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～

子ども（家庭）を取り巻く様々な課題に対し、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう取り組みます。

（1）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援の特徴

児童虐待の予防及び早期発見のため、健康診査等の全児童を対象とした事業において子ども（家庭）の状況を把握し、子どもと家庭に対して必要な支援を総合的に進めます。さらに、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長できるよう、いじめ防止の取組みなどを充実させるとともに、子どもの意思を尊重しながら地域社会全体で見守る環境づくりを行います。

一人ひとりの育ちにあわせた相談支援においては、以下の特徴に留意します。

①切れめない相談支援（一貫性）

支援が必要な子ども（家庭）について、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう、関係機関の間で適切に情報を引き継ぎます。また、一度関わった子ども（家庭）について、継続的に見守りを行います。

②分野横断的な相談支援（総合性）

子ども（家庭）が抱える様々な課題の根本的な解決と自立をめざし、子どもを中心とした家庭全体に関わる多角的な見立てを行い、多分野の専門職が情報共有しながら、子どもと家庭それぞれに対して同時期に「家族まるごと」の支援を行います。また、必要に応じてその支援体制を見直します。

（2）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援における基本的な考え方と具体的な取組み

重点施策の5つの基本的な考え方に基づき展開します。

どこでも（普遍性）

***子どもやその家族が暮らす地域や日常生活圏域、市域（全市）における相談体制と、必要に応じ支援を受けることができる環境づくりを推進します。**

- 「こども総合相談窓口」や「こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）」において、24時間365日、子どもからの相談を一元的に受け付けます。特に「こども専用フリーダイヤル」については、子どもが安心して利用できるよう、学校の教職員の協力のもと、子どもへの相談方法の周知や利用にあたってのアドバイス等を行います。

- 公立こども園や学校など身近な場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握し、地域の資源を生かしながら個々の事情に応じた支援策を調整する支援者の育成を進めます。
- 産前・産後の心身の不調などを早期に発見し、支援するため、産科等の医療機関との情報共有等の連携を深めます。

だれでも（包摂性）

***様々なコミュニケーションツールや場（機会）を活用した相談支援体制づくりを推進します。**

- 特に出産後から子どもが園に通うまでの子育ての不安・悩みを解消できるよう、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）等において、すべての子育て家庭に適切に地域の子育て支援情報を提供するとともに、継続的な支援が必要な子どもをキャッチし、きめ細かく寄り添った支援を行います。
- 既存の相談機能に加え、SNS*など様々な媒体を活用した相談支援体制の構築に向けた調査・研究を行います。
- 身近で気軽に相談できる場を拡充するため、地域子育て支援センターや認定こども園*等における相談に加え、親子が集える催しや、健康診査、子育て講座、絵本のおはなし会の会場等で、気軽に相談できる機会を提供します。また、保護者の不安や負担の軽減につながるため、保護者同士の交流の機会の拡充を検討します。

みんなで（参画型）

***誰もが地域の諸団体、子どもの所属機関など様々な主体に相談でき、きめ細かな支援につながる仕組みづくりを推進します。**

***子どもの相談支援に関わるすべての主体が、子どもの最善の利益の観点から子どもの相談支援を行い、その相談支援スキル向上をめざします。**

- 地域の住民や関係機関が速やかに子育て家庭が抱える課題が発見できるよう、意識の醸成を図るとともに、相談支援を行う地域の様々な団体のスキル向上を図ります。
- 様々な困難を抱える子どもに対して、個別の状況に応じて福祉・保健・教育その他の関連分野の多職種による連携や大阪府等の関係機関との情報共有等を進め、専門的な視点から支援する仕組みを充実します。また、担当職員の研修や関係部署との情報交換等を通じて、相談担当職員の専門性の向上に取り組みます。
- 子どもも含め、誰もが気軽に相談できるよう、公民連携による相談支援ネットワークを構築し、支援機関や支援に向けた情報を共有します。
- 多様な相談主体が子どもの権利や生命を守ることを発信し、いじめや虐待を早期に発見・支援し、また、防止できるよう取り組みます。
- 子育て支援コーディネート機能を拡充し、速やかに関係機関への支援につながります。



あわせて（統合性）

***子どもの居場所づくりに関する事業や福祉的な交流の場づくり推進事業など既存事業を活用し相談支援機能の充実を推進します。**

***子どものライフステージごとに支援機関と連携した取組みを推進します。**

- 誰もが気軽に立ち寄れる場を活用した相談機能の充実を進めます。
- 子育て支援コーディネーター★が豊中市子どもを守る地域ネットワーク★（要保護児童対策地域協議会）と緊密に連携し、学校園と福祉の連携をさらに進め、要保護児童や要支援家庭、心配な家庭までの「家族まるごと」の見守り体制の構築を行います。

わかりやすく（透明性）

***子どもやその家族にわかりやすい相談機関の情報を発信します。**

- 多様な情報発信の媒体や機会を活用し、各種相談窓口を周知するとともに、より気軽に相談できるような工夫を検討します。
- 既存の相談機関の情報発信に加え、地域や関係機関と連携しデジタルサイネージ★などの媒体を活用し、その周知を図ります。

(3) 迅速かつ丁寧に切れ目なく包括的に支援を行うための体制強化 を追加



重点施策 3 だれもが安心、つながる支援

～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

障害のある子ども、外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭や貧困の状況にある子ども（家庭）等、様々な状況の中で特有のニーズに応じた支援が必要な場合に、一人ひとりの状況に応じた支援が子ども（家庭）に届くよう、支援の専門性の向上・支援策の一般化を図ります。

（１）必要な支援を届ける環境づくりの特徴

子ども（家庭）が置かれている状況は一人ひとり様々で、それぞれのニーズや成長・発達過程に応じて社会全体で支える必要があります。特に、障害のある子どもや外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）など特別な支援が必要な場合には、療育相談、将来の見通しをもてるような支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援など、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援をきめ細かく行います。また、市民への意識啓発を通して個別に状況に対する周囲からの理解を深めることなどにより、孤立を防止します。

これらの必要な支援を届ける環境づくりにおいては、以下の特徴に留意しながら、それぞれのニーズごとに、重点施策の5つの基本的な考え方、どこでも（普遍性）、だれでも（包摂性）、みんなで（参画性）、あわせて（統合性）、わかりやすく（透明性）に基づき展開します。

①専門的支援（専門性）

福祉・保健・教育・医療等専門分野がそれぞれ連携しつつ、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援について高い専門性が求められます。

②次代の仕組みづくり（包摂性・先駆性）

専門的な支援のうち、すべての子ども（家庭）にとって有益な視点や工夫、支援策を一般化（ユニバーサルデザイン化）して、次代の仕組みづくりへとつなげます。

（２）障害のある子どもへの支援

●障害児福祉計画に基づき平成28年(2016年)に示した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」の「気づく」「つなぐ」「支える」を基本姿勢に、関係機関と連携し、生涯を通じた切れめのない相談支援体制を充実します。

○成育歴やこれまでの支援経過などを記録する「支援手帳」等の活用や、講座・研修会など保護者向けの取組みを充実します。

- 生まれたときからの成長過程や支援経過を記録する「支援手帳」等を活用し、を関係機関に円滑に伝達・引き継ぐことのできる仕組みづくりを検討します。
- 支援者の人材育成を行います。
- 医療的ケア児*支援のため、関係機関の連絡会議を活用し連携を深めます。
- 児童発達支援センターにおいて、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるための総合的かつ一貫した支援を提供します。
- 子どもの障害や発達の課題について、早期の気づき、丁寧な支援を充実します。
 - 市民、関係機関等に対し、相談窓口をわかりやすく周知します。
 - 学校園における障害や発達に課題のある子どもの支援の体制づくりを充実します。
(教職員研修の充実・こども療育相談(児童発達支援センター)・巡回相談・学校園訪問事業の活用促進等)
- 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族支援の手法を検討します。

(3) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

- 言葉や文化で困っている子ども(家庭)が多いと推察されることから、子育て・子育て支援にかかる行政情報について多言語化や写真や動画による情報発信を進めるとともに、「やさしい日本語」を広めます。
- 孤立防止のため、とよなか国際交流センターを軸に、外国にルーツをもつ子ども(家庭)の居場所づくりを充実し、地域とのつながりづくりを支援します。
- 必要な子育て支援サービスの提供のため、とよなか国際交流センターと市役所の窓口・学校園との連携を深め、就学年齢に達する子どもに対しては、多言語で就学案内を行うとともに、学校園及び受けられる支援について積極的に案内します。
- 特にしんどさを抱える子ども(家庭)については、丁寧に情報共有を行い、連携して支援します。
- 外国人や外国にルーツをもつ子どもが、地域で安心して生活ができるよう教育や就労など多言語による生活相談を行い、とよなか国際交流センターと市役所の窓口、学校園とが連携しながら取り組みます。

(4) ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

- ◆ひとり親家庭への支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子ども(家庭)への支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。

(5) ヤングケアラーへの支援 を追加